（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

［2～22　略］

23　無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局（ＶＨＦデータ交換装置を除く。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

［表略］

［24～30　略］

31　ＶＨＦデータ交換装置又はデジタル船上通信設備（Ｆ一Ｄ電波及びＦ一Ｅ電波であつて、四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数を使用する船上通信設備をいう。以下同じ。）の無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、二ナノワット以下でなければならない。

（Ｆ三Ｅ電波等を使用する無線局等の無線設備の条件）

第四十条の二　［略］

2　前項の無線局及びデジタル船上通信設備の無線局の送信空中線は、発射する電波の偏波面が垂直となるものであり、かつ、当該無線局の空中線（移動局のものに限る。）の指向特性は、水平面無指向性でなければならない。

3　第一項の無線局及びデジタル船上通信設備の無線局の船上通信設備であつて、四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの（船舶に設置するものに限る。）の送信空中線は、前項の規定によるほか、その高さが航海船橋から三・五メートルを超えるものであつてはならない。

［4　略］

（ＶＨＦデータ交換装置）

第四十五条の三の六　ＶＨＦデータ交換装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　変調方式は、チャネル（無線通信規則付録第十八号に規定する周波数であつて、帯域幅が二五kHzのものをいう。以下第三号及び別表第二号74において同じ。）の使用方法に応じて、次のとおりであること。

イ　一のチャネルを使用するもの　四分のπ差動四相位相変調又は八分のπ差動八相位相変調

ロ　隣接する二のチャネルを統合して使用するもの　マルチサブキャリア一六値直交振幅変調（サブキャリア数は一六とする。）

ハ　隣接する四のチャネルを統合して使用するもの　マルチサブキャリア一六値直交振幅変調（サブキャリア数は三二とする。）

二　通信方式は、単信方式、複信方式又は半複信方式であること。

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［2～22　同上］

23　無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

［表同上］

［24～30　同上］

［新設］

（Ｆ三Ｅ電波を使用する無線局等の無線設備の条件）

第四十条の二　［同上］

2　前項の無線局の送信空中線は、発射する電波の偏波面が垂直となるものであり、かつ、当該無線局の空中線（移動局のものに限る。）の指向特性は、水平面無指向性でなければならない。

3　第一項の無線局の船上通信設備であつて、四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの（船舶に設置するものに限る。）の送信空中線は、前項の規定によるほか、その高さが航海船橋から三・五メートルを超えるものであつてはならない。

［4　同上］

［新設］